

令和2年4月1日

刈谷市社会福祉協議会第4次行動計画

刈谷市社会福祉協議会は、次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を推進するため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内容

【目標1】 女性職員の育児休業取得率100%を維持します。(平成30年度 100%)

<対策>

(1) 育児休業等の周知

育児休業、育児短時間勤務又は部分休業制度の周知を図ります。(継続実施)

(2) 育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成

所属長は育児休業等の取得の申し出があった場合、事例ごとに業務分担の見直しを行います。(継続実施)

(3) 育児休業等を取得した職員の代替要員の確保

育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、適切な代替要員の確保を図ります。(継続実施)

【目標2】 男性職員の子の出生時における父親の特別休暇8日間中、5日以上の取得率100%を維持します。(平成30年度 100%)

<対策>

(1) 特別休暇の周知

職員への理解を深めるために、特別休暇の取得奨励を業務通達等で通知します。（継続実施）

【目標 3】 職員 1 人当たりの年次休暇の平均取得日数

令和 7 年度 14 日を維持します（平成 30 年度 16 日）

<対策>

(1) 年次休暇の取得の促進

所属長等が率先して年次休暇等を取得することにより、職場での協力と休暇を取得しやすい雰囲気づくりを促進します。また、職員が月 1 回は年次休暇を取得できるよう、各部署において休暇等の計画表を作成するなど、計画的な年次休暇の取得促進を図ります。（継続実施）

(2) 連続休暇の取得の促進

国民の祝日や夏季休暇と合わせた年次休暇の取得促進を図ります。また、年 1 回、年次休暇を利用した連続 5 日以上のリフレッシュ休暇の取得促進を図ります。（継続実施）

(3) 年次休暇の計画的付与

当該年度、年次休暇を 10 日以上付与（前年度からの繰越分を除く）された職員で、上半期の調査日時点において一日単位又は半日単位の年次休暇の取得日数の累計が 5 日未満の職員について、時季指定による年次休暇の計画的付与を行います。（実施期間：令和元

年度～）

(4) 記念日等の休暇の取得の促進

家族の誕生日や結婚記念日等における年次休暇の取得促進を図るため、メール等による啓発を行い、休暇を取得しやすい雰囲気づくりに努めます。（継続実施）

【目標 4】 1 年間の超過勤務時間数について、上限目安時間（月 45 時間

又は年 360 時間）以内を達成します。

<対策>

(1) 職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図ります。(継続実施)

(2) 事務の簡素合理化の推進

定例・恒常的業務にかかる事務処理の合理化・マニュアル化を図り、業務の見直しを徹底します。(継続実施)

(3) 超過勤務の縮減のための所属長の責務

所属長は所属職員の超過勤務の状況等を的確に把握し、事務量の不均衡があれば業務配分の見直しを行う等超過勤務時間数の上限目安の達成に努めます。(継続実施)

(4) ノー残業デーの徹底

一斉定時退社日においては、メール等による注意喚起を図るとともに、所属長による定時退社の率先垂範を行います。(継続実施)

(5) マイ・ノー残業デーの設定

毎週水曜日のノー残業デーに加え、職員が各自で週のうち希望する1日をマイ・ノー残業デーとして設定し、あらかじめ宣言しておくことで、定時退社しやすい雰囲気醸成します。(継続実施)

(6) イクジ(育児・育自)・家庭の日の定時退社

子育てなどの家庭の時間、自己啓発や趣味など個人の時間を持てるよう、毎月19日をイクジ・家庭の日とし、メール等により定時退社を促します。(継続実施)

(7) 時間外勤務の上限管理

時間外労働の上限規制の導入に伴い、毎月「時間外勤務時間数報告書」による時間外勤務の上限管理を行います。同一人物の時間外勤務が月45時間を超過した回数が3回になった場合、所属長による改善提案を行い、時間外上限内での業務の改善に努めます。(実施時期：平成31年度～)

【目標5】 係長級にある者に占める女性労働者の割合について、
令和7年度 20%を目指します。

<対策>

(1) キャリア形成を意識した業務分担

仕事と家庭の両立に配慮しすぎて勤務可能な職員がキャリアを積む機会を奪うことのないように、本人の意向に応じて業務分担を行います。(実施期間：令和2年度～)

(2) 柔軟な勤務体制の充実

1日の勤務時間の長さを変えずに始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務する「早出・遅出勤務」を実施し、柔軟な働き方を支援します。(実施期間：令和2年度～)